

令和5年9月26日

まちづくり部建築住宅課

住宅政策係

報道機関各位

「安中市空家等対策計画」を改定しました

市は、現行の計画期間が終了したことから、「安中市空家等対策計画」を改定しました。

これまでも空き家対策の基本方針に基づき、関係団体等の連携のもと、空き家対策に取り組んできましたが、地域における人口減少や高齢化の進展、既存の住宅・建築物の老朽化などの要因から本市でも空き家が年々増加しております。

第2期計画は、これまでの取り組みの評価、空き家の実態、また、本市を取り巻く状況や社会情勢の変化等を踏まえ、新たに計画期間を定め、更なる空き家対策を推進するものとなっております。

- | | |
|---------|---|
| 1. 目的 | 特別措置法の趣旨を踏まえ、空き家の適正管理と利活用を促進させ市民が安全に、かつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、まちづくり活動の活性化を図ることを目的とします。 |
| 2. 計画期間 | 令和5年度から令和9年度までの5年間 |
| 3. 公開場所 | 市ホームページ |

【問い合わせ】

まちづくり部建築住宅課住宅政策係
TEL027-382-1111(内線 1253)